

第2回 鹿児島市児童相談所の設置に関する検討委員会 会議概要

日時：平成30年10月11日（木）10:00～11:30

場所：鹿児島市役所東別館9階 特別中会議室

(1) 社会背景を踏まえた児童相談所整備の必要性

委員からの質問・意見、事務局回答等	
1	<p>子育て世代包括支援センターを設置するよう法改正がされているが、本市の対応は。</p> <p>→市内5か所の保健センターを同センターと位置づけ、専属保健師を置いて相談対応を行うなどしている。</p>
2	<p>・虐待相談件数については、市受付分だけでなく、県児童相談所が受け付けた相談の内、本市分も足した数で検討した方が良いのでは。</p> <p>→県児児童相談所の受付分を含めると、児童虐待の相談件数は27年度392件、28年度403件、29年度580件となっている。市が設置後はこれらも市の管轄となることから、ご指摘のとおり、今後はこの件数を示す。</p>
3	<p>相談件数と合わせて、県児児童相談所の相談件数の内、本市に住所がある相談が占める割合を示してはどうか。また、一時保護所や施設等に入所した児童で、家庭に戻したが、再入所したケースがあると思うが、その割合に特性があれば、必要性の判断にもつながるのではないか。</p>
4	<p>・相談件数には通告として連絡があった件数も入るのか。</p> <p>→含まれる。</p> <p>・相談と通告との区別はどうなっているか。設置の必要性を検討する中で、その数字が使えるのであれば、通告の件数も示した方がよいのでは。</p> <p>→資料は相談件数を挙げたもので、その他の非行相談や養護相談も件数は持っている。これらの相談と通告が重複することはない。</p> <p>・相談に対して虐待と認定した件数も別途必要ではないか。相談と通告の区別は意外と明確でない。虐待通告をしたが、相談と捉えられていたケースもある。虐待に関する相談は通告と捉えていることを明記する必要がある。</p>
5	<p>提言としてまとめるには、論脈の問題があるので、数値等については、別途図表で出れば良い。</p> <p>→（県児相）相談と通告の区別は中々難しい。相談者が確信を持っていないケースもあり、通告なのか相談なのか聞くケースもある。児童相談所は全ての相談に応じており、全体の件数は把握している。相談の多くは通告の場合が多い。</p>

6	<p>虐待に関する保護者からの相談は、あちこちに相談し、相談が重なることがある。複数相談できること自体は良いことだが、その相談件数は重複した件数なのか。</p> <p>→県の数字は児童氏名毎に件数を数えており市町村の相談と重なることはない。市も県と連携して対応したケースは分けてカウントし、重複しないようにしている。</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・最近では、転入転出に係る児童相談所間の連携や、所在が確認できない児童等が問題となっている。必要性を検討する上で、転入転出数や出生時数に関する視点を加えてはどうか。 ・本市は周辺からの転出転入も多く、住所は他市だが職場で本市という市民も多いと思う。その意味で周辺市との接続性が必要である。市が児童相談所を設置した場合、同じ市の中で市と県の児童相談所が連携できることで、こうしたケースにも対応できることはメリットであると思う。 <p>→転入転出の状況等については、改めて資料で示したい。また、相談件数、通告件数、認定件数等についても可能な限り準備したい。</p> <p>→（県児相）国の指針にも児童相談所間の引継はきちんとするように示されている。自治体間の温度差をどうつなぐかが重要。県でも引継や情報提供はしているが、必要があればブロックごとに連絡会議を持っているので、事例検討なりをしたいと思っている。</p>
8	<p>市に児童相談所ができることで、管轄が狭くなり、コンパクトできめ細やかな対応ができることは大きい。検証からフィードバックが行えるようになる。コンパクトになることで、個々のケース検証とフィードバックをし、虐待予防につなげる視点を持ってほしい。</p>

(2) 整備にあたっての基本的な考え方、コンセプト、本市の他の業務との関わり方

(3) 本市児童相談所に必要な機能、付加すべき機能

(4) 現状の課題、県児相から市児相に移るにあたっての考え方

委員からの質問・意見、事務局回答等	
1	<p>資料 3-5 について「精神薄弱児」という表現は「知的障害児」に改められているので修正いただきたい。</p> <p>→国のマニュアルでこの書き方をしていたものを引用した物であった。修正する。</p>
2	<p>付加機能には、「児童相談所本体に付け加える機能」と「児童相談所本体が持つ機能に、さらに加える補助機能」の2つの意味があり、前回の委員会では混同して使われている。まず議論すべきは、「児童相談所本体に付け加えるべき機能」であるが、2つの付加機能は区別して検討したい。</p>

3	<p>現場の声をまとめた。まずは、市で児童相談所を早く作ってほしいという声が一番であった。その他にあがった声として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援の総合拠点化が重要であるという意見、 ・児童相談所や子育て支援の拠点には、福祉専門職の配置や看護師、理学療法士などのパラメディカルスタッフを配置してほしいという意見、 ・一時保護所はぜひとも設置してもらいたい。設置にあたっては、十分な人員配置を行い、充実した施設とするとともに、関係機関との連携も考えてほしい。 ・一時保護や措置入所等をした児童に対するアフターケアについても充実が必要 <p>といった意見があがった。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待認定された世帯のうち、生活保護の受給世帯の割合はどれくらいか →現時点で調べていない。確認して報告する。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的貧困が虐待の一要因になるのではという視点であろうが、他にも要因になり得る要素はある。被虐待児の低体重児の出生、療育手帳の交付、若年層の出産など、特性があるのであれば、実情を出すのも良いと思う。 ・例えば他市の付加機能の実施効果を数値化し、本市の現状と比較しながら検討を進めることができれば良い。
6	<p>児童相談所自体をどう充実させるかは重要な視点である。国の強化プランの骨子案中でも有資格者の充実があげられている。パラメディカルスタッフについてもそのとおりで、職員だけでなく、サポートする職員も重要である。法律専門職の常駐化など、人員配置について今後さらに検討を深めたい。</p> <p>一時保護所の考え方についても、2つの視点を紹介したい。1つ目の一時保護所の生活環境の充実はよく言われるが、もう1つは通学の制限など子どもの権利を拘束する部分の是正の視点から、一時保護所の分散化という視点についての意見を紹介したい。</p>
7	<p>一時保護所の設置と夜間の受入体制の充実を特にお願いしたい。隔離・保護という措置が子どもの安全確保の第一歩となる。</p> <p>また、性的虐待については検察、警察、児童相談所が司法面接を行っている。こうした業務があることも意識した職員配置や育成をお願いしたい。</p>
8	<p>本市の子育て支援は充実していると思うが、虐待をした両親への教育も虐待予防の観点で重要である。そのために専門性の高いプログラムを充実させる必要があり、職員の専門性確保や里親の充実が必要である。</p>

9	<p>中核市として高い理想はあるが現実も考えなければ、全部を抱えると機能不全に陥る。求められる機能の内、本当に必要な機能を付加し、後は関係機関との連携による確保が必要である。</p> <p>連携が必要であることは随分昔から言われているが、うまくいかないのはケース対応を他機関に丸投げするからであり、連携機関との間をつなぎ、つないだ後のフォローができる専門職を考えるべき。</p> <p>また、私見であるが、付加機能として発達・障害のサポート機能ははずせない。またその他にも加害者に対する教育支援、養育困難な子どもを抱えた保護者の支援など、18歳になった児童を社会や就労につなぐ部分が必要。</p> <p>加えて、JKビジネスや売春などに関わる児童の安全確認のため警察の支援は必要不可欠だが、一方で児童相談所へつながる障害にもなりかねない。警察へつなぐための課題課題解決に向けてのコンセプト、つなぎかたを含めた検討をお願いしたい。</p>
10	<p>発達相談に関する児童等への支援も重要である。療育手帳は最後の機能で、その手前の小規模の療育施設や発達支援センター化も増えている。</p> <p>また虐待は家庭だけでない。学校、保育・幼稚園施設、児童養護施設等でも起こり得る。その際の通告は他人でなく、本人からも相談しやすくする方策が必要となる。</p>
11	<p>付加機能のアンケート調査の対象は具体的にどのようなところか。</p> <p>→他都市の児童相談所を対象にしたアンケートを実施予定であり、付加機能について具体的な連携の内容や効果を調査する。</p>
12	<p>一時保護は期間が決まっているが初日と後の日を分けて考える必要がある。安全確保の視点での一時保護所の在り方に加え、一時保護後、一定期間を過ごす場所としての視点の考えと分けるべき。</p>
13	<p>施設等への再入所や一時保護の再入所の割合を知りたい。</p>